

年末年始の労働災害を防止しましょう

年末・年始災害防止強化期間(平成30年12月11日～平成31年1月20日)

事業場が行う重点実施事項

労働災害を防止するため、労使が一体となって次の事項に重点的に取り組みましょう。

- 1 経営トップ等による災害防止の決意表明を行うこと
- 2 安全パトロールを実施するなど、職場内の総点検を実施すること
- 3 安全衛生旗の掲揚及びポスター、のぼり等の掲示を行うこと
- 4 その他安全衛生意識高揚のための活動を実施すること

災害が多発・増加している業種の災害防止のポイント

製造業

- ・ 動力機械への安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害及び切れ・こすれ災害の防止
- ・ 高経年設備に対する点検・補修の実施による機械・設備の故障時、非定常作業における災害の防止

建設業

- ・ 開口部等への手すりの設置、墜落制止用器具（安全带）の着実な使用、足場の安全点検の徹底等による墜落・転落災害の防止
- ・ 労働者の立ち入り制限や誘導員の配置等による車両系建設機械、クレーン等に係る災害の防止

陸上貨物 運送事業

- ・ 荷役作業における荷台等からの転落・墜落、荷崩れ・荷の落下による災害の防止
- ・ 過労運転等による交通労働災害の防止

小売業 社会福祉施設 飲食店

- ・ 4 S（職場の整理・整頓・清掃・清潔）活動による災害の防止
- ・ 除雪・融雪等の措置と注意喚起による転倒災害の防止
- ・ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害の防止

冬の転倒災害防止のポイント

冬場においては、凍結した道路上や駐車場等での転倒災害が多発しています。特に、駐車場と事務所間や他の建屋に歩いて移動する時に多く発生しています。

雪・凍結で転ばないために

- ・ 小さな歩幅で歩く。
- ・ つるつる路面は、足の裏全体をつけて「すり足」で歩く。
- ・ 長靴等、滑りにくい・雪が入りにくい履物を履く。
- ・ 歩くときは、ポケットに手を入れない。（手をふさがない）

雪・凍結で転ばせない

- ・ 除雪を行うときは、人が歩く通路を念入りに除雪する。
- ・ 凍結が予想される場所には、融雪剤を散布する。
- ・ 日陰となる北側や午後から日陰になる東側は念入りに融雪剤を散布する。
- ・ 散水消雪を行うときは、水たまりによる凍結を防ぐため水はけをよくする。